

財団法人 日本美術刀剣保存協会役員の退職手当支給要項

平成 2 年 4 月 1 日制定

(目 的)

第 1 条 財団法人日本美術刀剣保存協会の常勤の役員（以下「役員」という）が退職または死亡した場合には、この要項の定めるところにより退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第 2 条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者勤続期間を、次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150。
- (2) 11 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165。
- (3) 1 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 180。

(退職手当の加給金)

第 3 条 功労顕著な役員については、前項より算出した額に理事会の承認を得て、退職手当の加給金を加算して支給することができる。

(在職期間)

第 4 条 在職期間の年月数の計算は、役員の就任した日の属する月から退職（死亡）した日の属する月までの年月数とする。

在職期間に 6 月未満の端数が生じたときは切捨て、7 月以上については 1 年とする。

(再任等の取扱)

第 5 条 役員が任期満了の日、またはその翌日において再び同一の役職を役員に任命された時は、その者の退職手当の支給については引き続き在職したものとみなす。

(退職手当の控除)

第 6 条 退職手当は関係法令により、その退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

遺族の範囲及び順位については、別に定める。

(端数処理)

第 7 条 この要項の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 1 0 0 円の未満の端数は、これを 1 0 0 円に切り上げる。

付 則

- 1 この要項は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

役員の退職手当支給率表

平成2年4月1日適用

A 勤続年数	B 常勤の役員が 退職または死亡 (A×C)	C 支 給 割 合
1 年	1. 5 0	1年につき 100分の150
2 "	3. 0 0	
3 "	4. 5 0	
4 "	6. 0 0	
5 "	7. 5 0	
6 "	9. 0 0	
7 "	10. 5 0	
8 "	12. 0 0	
9 "	13. 5 0	
10 "	15. 0 0	
11 "	18. 1 5	1年につき 100分の165
12 "	19. 8 0	
13 "	21. 4 5	
14 "	23. 1 0	
15 "	24. 7 5	
16 "	26. 4 0	
17 "	28. 0 5	
18 "	29. 7 0	
19 "	31. 3 5	
20 "	33. 0 0	
21 "	37. 8 0	1年につき 100分の180
22 "	39. 6 0	
23 "	41. 4 0	
24 "	43. 2 0	
25 "	45. 0 0	
26 "	46. 8 0	
27 "	48. 6 0	
28 "	50. 4 0	
29 "	52. 2 0	
30 "	54. 0 0	

備考 要項の第2項中報酬月額とは基本給及び調整手当等の月額の合計額をいう。